

第108回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和4年6月7日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	2番	森 脇 裕 和		
		※午後1時28分から早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 1 号 令和 3 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5. 報告第 2 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 6. 報告第 3 号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について
- 日程第 7. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（R4.3.31 専決第 2 号））
- 日程第 8. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（R4.3.31 専決第 3 号））
- 日程第 9. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町介護保険条例の一部を改正する条例（R4.3.31 専決第 4 号））
- 日程第 10. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町一般会計補正予算 第 10 号(R4.3.31 専決第 5 号)）
- 日程第 11. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 4 号(R4.3.31 専決第 6 号)）
- 日程第 12. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第 3 号(R4.3.31 専決第 7 号)）
- 日程第 13. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第 4 号(R4.3.31 専決第 8 号)）
- 日程第 14. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 4 号（R4.3.31 専決第 9 号））
- 日程第 15. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 4 号（R4.3.31 専決第 10 号））
- 日程第 16. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 3 号（R4.3.31 専決第 11 号））
- 日程第 17. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 3 号（R4.3.31 専決第 12 号））
- 日程第 18. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第 2 号（R4.3.31 専決第 13 号））
- 日程第 19. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 第 1 号（R4.3.31 専決第 14 号））
- 日程第 20. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例（R4.3.31 専決第 15 号））
- 日程第 21. 議案第 47 号 町有財産の無償貸付けについて（旧石井保育園跡地）
- 日程第 22. 議案第 48 号 町有財産の無償貸付けについて（旧江川小学校跡地）
- 日程第 23. 議案第 49 号 町有財産の無償貸付けについて（旧久崎小学校跡地）
- 日程第 24. 議案第 50 号 財産の取得について（ホイールローダー）
- 日程第 25. 議案第 51 号 佐用町公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26. 議案第 52 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 27. 議案第 53 号 令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 28. 議案第 54 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

- 日程第 29. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 30. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 31. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 32. 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 33. 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2023
年度政府予算に係る意見書採択の請願について
日程第 34. 委員会付託について
追加日程第 1. 発議第 3 号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意
見書（案）
-

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（小林裕和君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第 108 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆様にはおそろいご参集賜わり、誠に御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

一昨日からの雨は、農家にとっては恵みの雨であり、水不足も解消され、水稻の作付けも計画どおりに植付けが行われると思います。

また、早朝、夜は、まだ、肌寒いと感じますが、虫も各地域で多く飛び交い、見物者でにぎわっている地域もあるように聞いております。

6 月定例会の開会日を迎えました。改選後、初めての本格議会です。議員各位におかれましては、上程される議案等に対しまして、慎重かつ活発な質疑が行われることを期待しています。

さて、今期定例会には、報告 3 件、条例の一部改正及び令和 3 年度補正予算の専決処分承認 14 件、条例改正、令和 4 年度一般会計補正予算などの議案 8 件、諮問 4 件、請願 1 件の合計 30 件が付議されております。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の挨拶とします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。早朝から御苦労様です。

6 月へ入りまして、関東甲信越のほうに先に梅雨入り宣言が気象庁のほうからされておりますけれども、関西、こちらのほうも、今日も朝から雨が降ったりやんだり、梅雨空のような形で、うっとうしい天気になってきております。

5 月は、雨が少なく、田植えもできないようなところもあったようではありますが、こうして、梅雨に入ってきて、今年もまた、大雨、それによる災害を警戒をしなければならぬ、そういう時期を迎えたところであります。

さて、本定例会、先ほど、議長からの御挨拶のように、たくさんの議案を上程させていただきます。前年度、令和 3 年度の最終専決させていただきました補正予算。そして、新年度、まだ、始まったばかりですけれども、社会情勢、また、コロナの情勢、そういうことを踏まえて、国のほうも補正予算等が成立をしております。それを受けて、町といたしましても、生活困窮者への支援ということで、住民税非課税の方への生活支援、そして、子育て世帯への生活支援等の給付金、また、非常に、今、物価が高騰しております。そういう少しでも町民の皆さんへの支援ということで、プレミアム付商品券の発行と、そうした

補正予算を、かなり、6月補正としては大型の補正予算をさせていただいております。

それぞれ、また、ほかの議案も、今、議長から御挨拶のように上程をさせていただくということで、慎重にご審議を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

コロナのほうも、やはり、かなり落ち着いてと申しますか、少しずつ少なくなっているようですけれども、やはり、役場職員においても、ポツポツと感染が確認をされていると。そういう自宅で待機をしているというような状況が続いております、皆さんにおかれましても、今の感染状況を見ると、どこで感染したか、なかなか、本人も本当に心当たりがないというような状況の中で、ちょっとした熱が出て病院に行ってみると、検査をすると陽性ということが言われるというような状況で、誰がかかってもおかしくないというような状況のようであります。

議員各位におかれましても、十分健康にご留意いただきまして、この23日までの定例会、ひとつご精励いただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（小林裕和君） 　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第108回佐用町議会定例会を開会します。

今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、及び各支所長であります。

これより、本日の会議を開きます。

それでは、直ちに日程に入りますが、ここで、議員席の一部変更等について報告します。

議会でも新型コロナウイルス感染防止対策を実施しています。議場における「3密」を避ける取組として、議員席の間隔を広くとるために仮設席を設け、3人席の高見寛治議員と岡本義次議員に席の変更をお願いしています。

また、議場内では、原則マスクの着用をお願いしていますので、ご理解をお願いします。

なお、登壇席には、アクリル板を設置し、飛沫の飛散防止対策を行っています。発言者のマスクの着用については、各自の判断で対応をお願いします。

直ちに日程に入ります。

日程第1． 会議録署名議員の指名

議長（小林裕和君） 　日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。3番、幸田勝治議員。4番、高見寛治議員。

以上の両議員をお願いします。

日程第2． 会期決定の件

議長（小林裕和君） 　続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月7日から6月23日までの17日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月7日から6月23日までの17日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第3に入ります。行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

議長（小林裕和君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のこととしますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第4．報告第1号 令和3年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（小林裕和君） それでは、日程第4に入ります。

日程第4、報告第1号、令和3年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について、町長より報告があります。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第1号、令和3年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたので、ご報告申し上げます。

まず、一般会計につきましては、学校等における感染症対策等支援事業など9事業、繰越額合計7,174万1,000円でございます。

財源内訳は、国県支出金4,773万6,000円、地方債1,590万円、一般財源は810万5,000円でございます。

特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、特定環境保全公共下水道事業の繰越額が2億6,345万円。財源内訳は、国県支出金1億3,519万円、地方債1億2,810万円、一般財源16万円でございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） すみません。

15 款、民生費の社会福祉費、非課税世帯にコロナの関係で 4,880 万円、こうされておるわけなんでございますけれど、その内訳で、父子家庭が何ぼ、母子家庭何ぼ、そして、健康を害して困っていらっしゃる方とか、その非課税世帯の中での内訳は、中身どうなっておるか、ちょっと、教えてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

今、手元に詳しい資料がございませんので、はっきりとは申し上げられませんが、後で、お知らせいたします。失礼します。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） それと、社会資本整備ということで、道路維持とか、道路メンテナンス。

それから、緊急浚渫推進事業として上がっております。この分について、どこの部分でやるのかという、大きな項目を、3つほどお願いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） お答えいたします。

まず、社会資本整備事業、道路維持事業でございますが、これにつきましては、町内の町道の中で舗装をしている路線がございます。全部ではございませんが、主要な道路の現在の状況を調べると、道路性状調査と言いますが、その調査を行うための繰越しでございます。

次に、道路メンテナンスの事業につきましては、橋梁の長寿命化の工事を継続して行っております。その中で、昨年度発注しておりますが、年度内に完了していない部分の繰越し、橋梁2橋でございます。

あと浚渫関係につきましては、町が管理しております河川、その中の堆積土砂の撤去を行っております。これにつきましても、3年度内に完了していない部分の繰越し事業となっております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） （聴取不能）の分ね、場所はどこですかということですよ。一番下の。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） まず、橋梁につきましては、東徳久と小山の2橋でございます。浚渫につきましては、櫛田の須山川となっております。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいですか。
ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第5．報告第2号 令和3年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第5に入ります。
日程第5、報告第2号、令和3年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、町長より報告があります。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました報告第2号、令和3年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、予算繰越の財源が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

内訳でございますが、資本的支出、建設改良費において、国道橋梁工事の進捗状況に合わせ、双観橋水管橋架替工事で6,000万円を予算繰越をし、財源内訳は、企業債5,060万円、損益勘定留保資金940万円でございます。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告申し上げます。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより報告第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） これ、今、双観橋の水管橋の取付けもやっておるわけでございますけれど、併せて双観橋の西側に歩道橋をつけておりますね。そして、歩道橋の久崎部分の歩道の部分を、今、整地いうのか、整備やっておりますけれど、その分と合わせて6月いっぱいぐらいで、この工事は出来上がるんでしょうか。そこらへんは、どんなんですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 上下水道課のほうでは、双観橋の水管橋の架け替えを行って
おまして、こちらについては、もうほぼ、工事のほうは完了しております、6月中には
完了するというふうにはなっておるようです。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） 久崎側の工事でございますが、光都土木の道路2課が発注しておる
県の工事でございます。

おっしゃるように、6月末頃の完了を目指して進めておりますが、若干、遅れるという
ふうに聞いておりますので、細かな最終的な工期は分かりませんが、もう少しかかるとい
う状況でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第6．報告第3号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について

議長（小林裕和君） 続いて日程第6、報告第3号、兵庫県 町土地開発公社の事業報告に
ついて、町長より報告があります。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第3号、兵庫県町土
地開発公社の事業報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、ご報
告申し上げます。

公社の令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画につきましては、お配りをいたして
おります、令和3年度事業報告書及び計算書類のとおりでございます。

本町では、令和3年度利用実績、及び令和4年度の利用計画はございません。

以上、ご報告申し上げます。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 7. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（R4.3.31 専決第 2 号））

議長（小林裕和君） 続いて日程第 7、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例、令和 4 年 3 月 31 日、専決第 2 号を議題とします。承認第 2 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 2 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律が可決され、本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。

1 つ目の第 34 条の 7 は、町民税の申告において、寄附金控除の対象となる法人の範囲が改正されたものです。公益の増進に著しく寄与する法人の範囲から一般社団法人と一般財団法人を除く改正となっております。

2 つ目の第 48 条は、法人が法人町民税の申告を行う場合に、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して地方税共同機構を経由して行うこととされた改正に合わせて、条例の項ズレを改正をいたしております。

次の附則第 10 条の 2、第 10 条の 3、第 12 条につきましては、固定資産税にかかる改正でございます。

附則第 10 条の 2 は、公共の危害防止のために設置された施設や設備にかかる固定資産税等の課税標準の特例の軽減割合を町で定めている各項であります。地方税法の改正に合わせて各項に対応する町条例のズレを改正をいたしております。

附則第 10 条の 3 は、新築以外の既存住宅に対して省エネ改修を行った場合に固定資産税が減額される制度について、その減額の対象となる工事が拡充されたことに伴う改正となっております。

附則第 12 条は、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和 4 年度に限り、商業地等にかかる課税標準額の上限幅を現行の 5.0%から 2.5%へ減らす改正となっております。

佐用町税条例の一部を改正する条例の施行日が、令和 4 年 4 月 1 日でありましたので、令和 4 年 3 月 31 日付にて専決処分をさせていただきました。ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第 2 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 今、町長の説明がありましたように、一般社団法人と一般財団法人を除外ということで、公益性を厳格に見るといふことなんだろうというふうに思うんですけども、この改正による影響というの、どんなふうと考えておられるでしょう。

〔税務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） 先ほどの廣利議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町の令和3年、令和4年の確定申告を調査しましたところ、寄附金控除のうち、一般財団法人、一般社団法人への寄附というものはゼロ件で、ありませんでした。ということで、本町への影響というものはないものと考えております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 12条の（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）が追加されています。この条例改正に伴って、具体的に、どんな影響が出るのか、説明をお願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） 先ほどの平岡議員の質問にお答えします。

佐用町の商業地といいますのは、登記が宅地のうちの住宅用地を除いたものということで考えております。

それで、面積割合で言いますと、大体35.54%の商業地ということがあるんですが、佐用町の場合は、どちらかといいますか、評価額のほうが、どんどん下がっておりまして、まず、上がるということが見込まれませんので、影響はないものと考えております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第2号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第2号は、原案のとおり承認されまし

た。

日程第 8．承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（R4.3.31 専決第 3 号））

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 8、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、令和 4 年 3 月 31 日、専決第 3 号を議題とします。

承認第 3 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 3 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、1 点目は、令和 4 年 3 月 31 日に、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、国民健康保険税のうち、基礎課税額の上限が現行の 63 万円から 65 万円に、後期高齢者支援金等課税額の上限が 19 万円から 20 万円に改正をするものでございます。

2 点目に、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等にかかる国民健康保険税の減免等につきまして、令和 4 年度におきましても、国から減免措置に対して財政支援を実施する通知が示されましたので、本条例を一部改正し、国の財政支援の適用される期間に合わせ、減免対象期間を延長するものでございます。

この国からの通知は令和 4 年 3 月 14 日付であったため、当時開会中の本町の 3 月定例会に議案として上程する時間的余裕がなかったことと、前年度から継続して減免の規定を定めるため、施行日を令和 4 年 4 月 1 日とする必要がございましたので、3 月 31 日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第 3 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） （聴取不能）が若干上がっておりますけれど、この金額について、これから、当然、増えてくると思うんですけど、見通しとしては、どんなでしょうか。今後、今の金額で、状態としては、どんな状態でいくようになりますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答します。先ほど、議員がご質問されました金額の今後の上昇、上がっていくのかどうかと見通しにつきましては、現在のところ、こちらのほうでは把握できておりません。申し訳ございません。

この条例改正により、影響額がどの程度見込まれるかということについて、お答えさせていただきます。それで、よろしいでしょうか。

すみません。それでは、まず、影響額につきましては、令和3年度課税ベースで試算いたしますと、基礎課税額の限度額が63万円から65万円に2万円上がるということで、全体で20世帯で合計39万9,434円の増額となります。

続きまして、後期高齢者支援金等課税額の限度額が19万円から20万円ということで、全体で22世帯21万4,258円の増額になるということでございます。

これは、あくまで3年度課税ベースで試算した数字でございます。以上です。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） まず、原案に反対の方の発言を許可します。児玉議員。

7番（児玉雅善君） 国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論します。

佐用町国民健康保険税の基礎課税額は、平成31年に58万円から61万円に引き上げられ、令和2年に63万円に引き上げられています。

あと、後期高齢者支援金等課税額も同じく16万円から19万円に引き上げられ、今回、さらに、それぞれ65万円、また、20万円へと引き上げられるものです。

ご承知のように、ここ数年来、コロナの影響などで、町民の皆さんの収入も減り、また、年金の引き下げや、このところのあらゆる物価が上がっている、高騰している中で、町民の皆さんへの重税感が、ますます募っています。

多くの皆さんから国保税、介護保険料などの負担が重すぎる。何とかしてほしいなどと、切実な声が寄せられています。今こそ、ため込んだ基金を有効に活用して、住民の皆さんの負担軽減を図るべきであることを指摘して、反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第3号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第9．承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町介護保険条例の一部を改正する条例（R4.3.31 専決第4号））

議長（小林裕和君） 続いて、日程第9、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例、令和4年3月31日、専決第4号を議題とします。

承認第4号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました承認第4号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対する、第1号被保険者の介護保険料につきまして、令和4年度におきましても、国から減免措置に対して財政支援を実施する通知が示されましたので、本条例を一部改正し、国の財政支援の適用される期間に合わせ、減免対象期間を延長するものでございます。

この国からの通知も令和4年3月14日付であったため、当時開会中の本町の3月定例会に上程する時間的余裕がなかったことと、前年度から継続して減免の規程を定めるため、施行日を令和4年4月1日とする必要がございましたので、3月31日付で専決処分をさせていただきます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第4号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 減免の期間を延長するということで、これはいいことだと思うんですけど、この間、保険料の減免された利用状況について、具体的にどうだったのか、お伺いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） 失礼します。

それでは、お答えします。

令和2年度に減免の件数ですけれども、12件57万5,834円。

それから、令和3年度ですけれども、3件21万7,595円となっております。

以上でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免ということで、件数とか金額は、今、報告がありましたが、実際、その影響を受けられて、この制度そのものを利用できる条件が見込まれる方が、ちゃんと利用できているのか、その点などは、どんなふうに思われますか。十分、関係者には、この減免制度を利用されているというふうにとらまえているのか、当局のほうの実態のあり方について、再度、お願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） 失礼します。

まず、この減免の対象者なんですけれども、第1号被保険者です。65歳以上の方で、ほぼ年金のみという方が大部分を占めております。

この中で、個人で、例えば、経営されている方とか、ごくごく一部なんですけれども、そういう方が減免の対象で、なおかつ前年度の事業収入等の額の10分の3以上で、また、その所得の合計額が400万円以下という方が対象ですので、かなり所得がある方は対象から外れますので、ほぼ、そういう申請ができているものと考えております。以上でございます。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第4号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

- 日程第 10. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町一般会計補正予算 第 10 号(R4.3.31 専決第 5 号)）
- 日程第 11. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 4 号(R4.3.31 専決第 6 号)）
- 日程第 12. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第 3 号(R4.3.31 専決第 7 号)）
- 日程第 13. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第 4 号(R4.3.31 専決第 8 号)）
- 日程第 14. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 4 号（R4.3.31 専決第 9 号））
- 日程第 15. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 4 号（R4.3.31 専決第 10 号））
- 日程第 16. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 3 号（R4.3.31 専決第 11 号））
- 日程第 17. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 3 号（R4.3.31 専決第 12 号））
- 日程第 18. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第 2 号（R4.3.31 専決第 13 号））
- 日程第 19. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 第 1 号（R4.3.31 専決第 14 号））

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 10 に入ります。

日程第 10 から日程第 19 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、日程第 10、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算（第 10 号）、令和 4 年 3 月 31 日、専決第 5 号から、日程第 19、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）、令和 4 年 3 月 31 日、専決第 14 号までの 10 件を、一括議題とします。

承認第 5 号から承認第 14 号について当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 5 号から承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

まず、承認第 5 号、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算（第 10 号）から説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,235 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 130 億 306 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、1,092 万 9,000 円の増額で、町民税、固定資産税などそれぞれの税におきまして、収入見込みに基づくものでございます。

地方譲与税につきましては、148万9,000円の増額で、地方揮発油譲与税など、それぞれの譲与税におきまして、実績額に基づくものでございます。

利子割交付金につきましては、46万5,000円の増額。

配当割交付金につきましては、499万3,000円の増額。

株式譲渡所得割交付金につきましては、1,131万2,000円の増額。

法人事業税交付金につきましては、1,935万1,000円の増額。

地方消費税交付金につきましては、3,514万円の増額。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、208万2,000円の減額でございます。

環境性能割交付金につきましては、694万6,000円の増額。

地方特例交付金につきましては、16万7,000円の増額で、それぞれ交付額確定に伴うものでございます。

地方交付税につきましては、9,460万円の増額。令和3年度特別交付税の確定に伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金につきましては、77万4,000円の減額で、同じく、交付額の確定に伴うものでございます。

分担金及び負担金につきましては、82万2,000円の減額。うち、分担金は7万3,000円、負担金は74万9,000円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、184万2,000円の減額でございます。うち、使用料は13万円の減額で、各種公共施設使用料など実績見込みを計上いたしております。手数料は171万2,000円の減額で、窓口における諸証明手数料など実績見込みを計上いたしております。

国庫支出金につきましては、9,294万7,000円の減額でございます。うち、国庫負担金は1,099万6,000円、国庫補助金は8,185万7,000円、委託金は9万4,000円の減額で、各事業費の精査によるものであります。

県支出金につきましては、2,322万7,000円の減額。うち、県負担金は371万3,000円、県補助金は1,735万3,000円、委託金は216万1,000円の減額。国庫支出金と同じく、各事業費の精査によるものでございます。

財産収入につきましては、441万3,000円の増額で、うち、財産運用収入は189万8,000円、財産売却収入は251万5,000円の増額でございます。

寄附金につきましては、398万3,000円の増額でございます。

繰入金につきましては、897万円の減額でございます。うち、特別会計繰入金は34万3,000円の減額。基金繰入金は862万7,000円の減額で、財政調整基金を5,000万円減額する一方、宅地造成事業特別会計の廃止に伴って、宅地造成事業基金を全額一般会計に繰り入れるものでございます。

諸収入につきましては、368万3,000円の減額でございます。うち、延滞金加算金及び過料は120万円、雑入は464万円の減額。受託事業収入は169万7,000円、貸付金元利収入は46万円の増額でございます。

町債につきましては、1億180万円の減額で、充当事業の精査によるものでございます。

次に、歳出でございますが、各費目共通して、実績見込みに基づき、予算の精査を行っております。

それでは、歳出について、ご説明を申し上げます。予算書4ページをご覧ください。

議会費につきましては、755万8,000円の減額でございます。

総務費につきましては、1億1,301万9,000円の減額。うち、総務管理費は1億31万1,000円。徴税費は519万6,000円。戸籍住民登録費は698万2,000円。選挙費は7万5,000円。統計調査費は10万9,000円。監査委員費は34万6,000円の減額でございます。

民生費につきましては、1億5,690万9,000円の減額でございます。うち、社会福祉費は1億1,362万8,000円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金や各事業の扶助費など、実績見込みに基づくものでございます。児童福祉費は4,313万5,000円、国民年金事務取扱費は14万6,000円の減額でございます。

衛生費につきましては、6,554万2,000円の減額でございます。うち、保健衛生費は5,007万円の減額で、簡易水道事業特別会計繰出金の減額などによるものでございます。清掃費は1,547万2,000円の減額であります。

農林水産業費につきましては、2,488万8,000円の減額。うち、農業費は2,169万5,000円、林業費は319万3,000円の減額で、各事業の実績見込みに基づくものでございます。

商工費につきましては、1,578万3,000円の減額であります。

土木費につきましては、9,529万1,000円の減額であります。うち、土木管理費は1,548万7,000円、道路橋梁費は4,539万2,000円、河川費は313万4,000円、都市計画費は6万9,000円、下水道費は2,622万7,000円、住宅費は498万2,000円の減額で、各事業の実績見込みに基づくものでございます。

消防費につきましては、1,584万1,000円の減額であります。

教育費につきましては、5,210万円の減額でございます。うち、教育総務費は551万3,000円、小学校費は893万4,000円、中学校費は813万9,000円、社会教育費は1,676万5,000円、保健体育費は1,274万9,000円の減額であります。

災害復旧費につきましては、農林水産施設災害復旧費55万円の減額であります。

公債費につきましては、2億6,639万5,000円の増額で、繰上償還の原資となっております。

諸支出金につきましては、2億3,872万7,000円の増額で、うち、公営企業費は375万円の減額。基金費は2億4,247万7,000円の増額で、歳入でご説明をいたしました宅地造成事業基金繰入金などを財源として、公共施設等整備基金に任意積立をいたしております。

次に、繰越明許費の補正でございますが、第2表、繰越明許費補正により、ご説明をいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金事業60万1,000円につきまして、地方自治法第213条の規定による繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第6号、令和3年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,411万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ21億2,607万円に改めるものであります。

まず、歳入からご説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、1,368万8,000円の増額でございます。現年課税分が1,369万2,000円の増額、滞納繰越分が4,000円の減額で、それぞれ実績によるものであります。

一部負担金につきましては、2,000円の皆減でございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料4万円の減額であります。

県支出金につきましては、県補助金4,871万6,000円の減額で、普通交付金が5,897万7,000円の減額、特別交付金が1,026万1,000円の増額で、それぞれ実績によるものでございます。

繰入金につきましては、1,914万1,000円の減額であります。うち、他会計繰入金は、一般会計繰入金を382万3,000円減額をいたしております。基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1,531万8,000円減額をいたしております。

諸収入につきましては、9万8,000円の増額でございます。うち、延滞金、加算金及び過料は24万5,000円の増額で、保険税滞納延滞金の実績によるものでございます。受託事業収入は17万4,000円の増額で、特定健診等受託料の実績によるものであります。雑入は32万1,000円の減額で、主に第三者納付金の減額によるものであります。

次に、歳出でございますが、2ページをご覧ください。

総務費につきましては、214万円の減額であります。うち、総務管理費は197万1,000円の減額で、事業運営に係る事務費等の実績に基づくものであります。徴税费は16万7,000円の減額。趣旨普及費は2,000円の減額であります。

保険給付費につきましては、5,967万3,000円の減額であります。うち、療養諸費は2,747万9,000円、高額療養費は2,905万円、移送費は1,000円、出産育児諸費は252万2,000円、葬祭諸費は60万円、結核医療付加金は2万円、傷病手当金は1,000円、それぞれ減額いたしております。いずれも実績によるものでございます。

保健事業費につきましては、110万3,000円の減額であります。うち、特定健康診査等事業費は91万6,000円の減額で、特定健康診査委託料の減額等によるものであります。保健事業費は18万7,000円の減額でございます。

基金積立金につきましては、1,997万9,000円の増額で、国民健康保険の安定的な財政運営を図るために財政調整基金積立金を積み立てるものでございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金117万6,000円の減額で、保険税還付金、交付金返還金等の実績による減額であります。

予備費につきましては、1,000万円の皆減でございます。

以上で、令和3年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第7号、令和3年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ668万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億890万5,000円に、改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書1ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料につきましては、532万9,000円の減額で、保険料の実績によるものであります。

使用料及び手数料につきましては、手数料6,000円の増額で、督促手数料の増額でございます。

寄附金につきましては、1,000円の皆減であります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を73万3,000円減額いたしております。

諸収入につきましては、62万9,000円の減額であります。うち、延滞金、加算金及び過料は2,000円の皆減でございます。償還金及び還付加算金は62万5,000円の減額で、保険料還付金、還付加算金の実績によるものであります。雑入は2,000円の皆減でございます。

次に、歳出でございますが、2ページをご覧ください。

総務費につきましては、総務管理費52万9,000円の減額で、事務費等の実績に基づきまして、減額をいたしております。

保健事業費につきましては、3万7,000円の減額であります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、538万6,000円の減額でございます。

諸支出金につきましては、63万4,000円の減額でございます。うち、償還金及び還付加算金は63万3,000円の減額。繰出金は、一般会計繰出金を皆減いたしております。

予備費につきましては、10万円の皆減でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第8号、令和3年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第4号）につ

て、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1,748 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 28 億 2,582 万 9,000 円に、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 36 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 453 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入からご説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをご覧ください。

保険料につきましては、介護保険料 366 万 3,000 円の増額で、実績見込みによるものであります。

分担金及び負担金につきましては、負担金を皆減をいたしております。

使用料及び手数料につきましては、手数料 3 万 1,000 円の増額で、督促手数料であります。

国庫支出金につきましては、3,676 万 1,000 円の増額であります。うち、国庫負担金は 3,408 万 8,000 円の増額。国庫補助金は 267 万 3,000 円の増額で、いずれも介護給付費負担分の交付決定額に基づくものであります。

支払基金交付金につきましては、2,085 万 5,000 円の減額で、交付決定額に基づくものであります。

県支出金につきましては、263 万 9,000 円の減額でございます。うち、県負担金は 295 万 7,000 円の減額。県補助金は 31 万 8,000 円の増額で、いずれも介護給付費負担分の交付決定額に基づくものでございます。

繰入金につきましては、3,376 万 5,000 円の減額でございます。うち、一般会計繰入金は 1,511 万 9,000 円の減額。基金繰入金は 1,864 万 6,000 円の減額で、いずれも実績見込みに基づくものであります。

諸収入につきましては、67 万 9,000 円の減額であります。うち、延滞金、加算金及び過料は 1 万 8,000 円の増額。雑入は 69 万 7,000 円の減額で、いずれも実績見込みに基づくものでございます。

次に、事業勘定の歳出でございますが、予算書 2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、346 万 9,000 円の減額でございます。うち、総務管理費は 279 万円の減額。介護認定審査会費は 58 万 5,000 円の減額。運営協議会費は 9 万 4,000 円の減額で、いずれも実績に基づくものでございます。

保険給付費につきましては、8,659 万 2,000 円の減額であります。うち、介護サービス等諸費は 7,084 万 1,000 円の減額。介護予防サービス等諸費は 173 万 2,000 円の減額。高額介護サービス等費は 52 万 4,000 円の減額。特定入所者介護サービス等費は 1,275 万 5,000 円の減額。高額医療合算介護サービス等費は 74 万円の減額で、いずれも実績に基づくものであります。

地域支援事業費につきましては、462 万 6,000 円の減額でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は 96 万 3,000 円の減額。一般介護予防事業費は 101 万 2,000 円の減額。包括的支援事業費は 140 万 8,000 円の減額。任意事業費は 124 万 3,000 円の減額で、地域支援事業費の実績に基づくものでございます。

基金積立金につきましては、7,733 万 3,000 円の増額であります。この基金積立金は、令和 3 年度厚生労働省が新型コロナウイルス対策の対応に迫られ、介護給付費負担金の変更交付の勧奨がなかったために、年度当初の交付申請で交付額が確定しておりますので、例年よりも多くなっております。これらの交付金は、令和 4 年度の精算で、国庫負担金は約 5,000 万円、県負担金等とあわせて約 6,100 万円を償還することとなります。

諸支出金につきましては、13 万円の減額でございます。うち、償還金及び還付加算金 12

万 9,000 円の減額で、保険料還付金、交付金返還金等の実績による減額であります。繰出金は、一般会計繰出金を皆減をいたしております。

続きまして、サービス事業勘定について説明させていただきます。

予算書の 23 ページをご覧ください。

サービス収入につきましては、36 万 9,000 円の減額。うち、予防給付費収入は 8 万 7,000 円の減額。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は 28 万 2,000 円の減額で、サービス収入の実績に基づくものでございます。

次に、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、2 万 8,000 円の減額でございます。うち、居宅サービス事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費を、それぞれ 1 万 4,000 円減額いたしております。

諸支出金につきましては、34 万 1,000 円の減額で、一般会計繰出金でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、承認第 9 号、令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 4,197 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 6 億 7,251 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金 221 万円の減額で、加入負担金の実績見込みが主な内容でございます。

使用料及び手数料につきましては、877 万 8 千円の減額でございます。うち、使用料は 878 万 8,000 円の減額で、水道使用料の実績見込みでございます。手数料は 1 万円の増額でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 3 万 4,000 円の減額で、財政調整基金預金利子の実績見込みでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,558 万 6,000 円を精算見込みにより減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 263 万 1,000 円の増額で、水道管移設補償費が主な内容であります。

町債につきましては、1,800 万円の減額で、簡易水道事業債対象事業、公営企業会計適用債対象事業の実績見込みでございます。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、4,157 万 8,000 円の減額でございます。うち、管理費は 1,443 万 8,000 円の減額で、各水道施設の修繕料や電気料、医薬材料費の精算見込みが主な内容でございます。建設改良費は 2,714 万円の減額で、委託料、工事請負費の精算見込みでございます。

公債費につきましては、29 万 9,000 円の減額で、起債償還利子の実績見込みでございます。

予備費につきましては、10 万円の皆減でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 10 号、令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についての説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 3,237 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 6,617 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金 219 万 8,000 円の増額で、加入負担金の実績見込みであります。

使用料及び手数料につきましては、736万1,000円の減額でございます。うち、使用料は743万6,000円の減額で、公共下水道施設使用料の実績見込みであります。手数料は7万5,000円の増額で、排水工事等指定手数料の実績見込みであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金2,622万7,000円を精算見込みにより減額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入58万3,000円の減額であります。

町債につきましては、40万円の減額で、公営企業会計適用債対象事業の実績見込みであります。

次に、歳出でございます。

公共下水道事業費につきましては、3,197万8,000円の減額であります。うち、管理費は2,247万4,000円の減額で、浄化センター電気料、管理委託料、機器点検整備委託料などの精算見込みが主な内容であります。事業費は950万4,000円の減額で、実施設計委託料、工事請負費の精算見込みでございます。

公債費につきましては、29万5,000円の減額で、町債償還利子の実績見込みであります。

予備費につきましては、10万円を皆減しております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、承認第11号、令和3年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について、説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,859万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億798万8,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金42万5,000円の減額で、加入負担金の実績見込みがないためであります。

使用料及び手数料につきましては、使用料29万6,000円の増額で、浄化槽使用料、農業集落排水施設使用料の実績見込みであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金1,826万3,000円を精算見込みにより減額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入1,000円の減額でございます。

町債につきましては、20万円の減額で、公営企業会計適用債対象事業の実績見込みであります。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、1,849万3,000円の減額であります。うち、浄化槽管理費は525万7,000円の減額で、修繕料、管理委託料の精算見込みが主な内容であります。農業集落排水施設管理費は823万6,000円の減額で、施設電気料、浄化センター維持管理のための委託料、工事請負費の精算見込みが主な内容でございます。農業集落排水施設事業費は500万円の減額で、委託料、工事請負費の精算見込みであります。

予備費につきましては、10万円の皆減をいたしております。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第12号、令和3年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第3号）につきましては、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ270万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9,904万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書1ページをご覧ください。

使用料及び手数料につきましては、使用料166万9,000円の減額で、野外活動センター

使用料の実績見込みによるものであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を 22 万 4,000 円の減額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入 81 万 6,000 円の減額で、家族用ロッジ宿泊料などの実績見込みによるものでございます。

次に、歳出でございますが、教育費につきましては、270 万 9,000 円の減額で、事業等の精算見込みと人件費等の不用額であります。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 13 号、令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 2 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1,641 万 5,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 8,385 万円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 2,243 万 7,000 円の減額であります。3 月補正の積算時点では、2 月、3 月の宿泊や宴会などの予約を見込んでおりましたが、まん延防止等重点措置が 3 月 21 日まで延長されたことや、解除後においても新規感染者数は減少傾向にあったものの感染者数が下げ止まりとなりまして、宿泊料をはじめ、食料、食堂売上料などに著しく影響し、減額となっております。

繰入金につきましては、事業収入の減収に伴って、一般会計繰入金を 589 万 5,000 円増額をいたしております。

諸収入におきましては、雑入 12 万 7,000 円の増額であります。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 1,641 万 5,000 円の減額で、主に賄い材料費などの需用費や賃金・役務費・委託料などを減額いたしております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、最後になりますが、承認第 14 号、令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、3 月定例議会においてご承認いただいております宅地造成事業特別会計の廃止に伴って会計を精算するものであり、歳入歳出剰余金を宅地造成基金に積立てをいたします。

また、宅地造成基金につきましては、先ほど一般会計でご説明をいたしましたとおり、全額を一般会計に繰入れを行い、公共事業等整備基金に積立てを行います。

補正予算の中身でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,123 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 585 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

財産収入につきましては、1,138 万 1,000 円の減額であります。うち、財産運用収入は 1 万 1,000 円の減額。財産売払収入は 1,137 万円の減額で、分譲地売払代金収入の実績に基づくものでございます。

繰越金につきましては、14 万 7,000 円の増額であります。

次に、歳出でございますが、宅地造成費につきましては、1,113 万 3,000 円の減額であります。

予備費につきましては、10 万 1,000 円の皆減でございます。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

承認第 5 号から承認第 14 号までの専決処分の承認につきまして、説明をさせていただきました。それぞれ、十分ご審議の上、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し

上げまして、説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております承認第5号から承認第14号までについては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますがお諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を議場の時計で11時とします。

午前10時44分 休憩

午前10時59分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

それでは日程第10、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度佐用町一般会計補正予算（第10号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） （聴取不能）。

議長（小林裕和君） 岡本議員、マイクを入れてもらえますか。

11番（岡本義次君） 9ページの17目、株式譲渡所得割交付金1,131万2,000円と、18目の法人事業税交付金1,935万1,000円、この増えた要因について、述べてみてください。

議長（小林裕和君） 増えた要因分かりますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

株式譲渡所得割交付金でございますけれども、この交付金につきましては、兵庫県に納入された株式譲渡所得割額に対する佐用町への振り分けということになっておりまして、そこで集めたと言いますか、県に納入された分の5分の3、これを当該市町村にかかる個人の県民税額に案分して交付するというような計算式になっております。

増えた理由につきましては、コロナからの企業の業績と、個人消費との回復によるものというふうに推測しております。

また、法人事業税交付金につきましては、これも県に納入された法人事業税に相当する

額ですけれども、これを佐用町の従業員数で兵庫県の中で案分して佐用町に納入されたというふうなことで、国全体として増えた中で、佐用町も増えているという状況でございます。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 18 ページの 25 節の児童福祉費の三角 421 万 3,000 円、この分は減ってございますけれど、これは、どうしてなんですか。

議長（小林裕和君） 児童福祉費の減額。
岡本議員、しばらくお待ちください。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これは、最終補正予算ということで、専決処分をさせていただいております。予算というのは、ご存じのように、大体、当初、予算を立てる時に、対象者なり、そういう、その最高、マックスある程度見て、当然、予算は立てないと、もし、足りなくなったら、支給できなくなるわけですね。

ですから、今回もほとんどの場合は、減額になってきます。この額については、ある程度、元の総額、児童福祉費なんかは、かなり大きな、もともと額になっていますから、それを、最終的に対象者に支給して、それで精算をしていくという中で、こういう最後減額補正をするという、こういう予算の執行の仕方、立て方というのは、これは全体としてご了解をいただきたいと思います。

その中には、先ほどのように、増える部分もあります。それは、経済情勢なんかが変わって、税とか、そうした譲与税なんかは、株式の売買なんかは活発になって、そういう中から、先ほどのような形で増える部分もあるわけですが、佐用町全体の行政予算としては、執行予算としては、こういうふうな立て方になりますので、それは、特別な大きな理由があるわけではありません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、岡本議員。

11 番（岡本義次君） すみません。

それから、19 ページ、一番上、シェルター型工事費補助金ということで、載ってございますけれど、これは場所、どういうところで、シェルター型って、どういうような工事をしたんですか。これについて。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） はい、お答えいたします。

この補助金につきましては、実際に支給をしておりません。それ以外もそうなんですけれども、耐震の住宅ということで、例えば、寝られているところだけ頑丈なものにする。また、ほかにもありますけども、頑丈なベットにする。そういった補助制度が、県の制度がありまして、そういったものを予算化しておりますが、この項目については、支出はしておりません。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 19 ページの一番下、25 目の農林水産業費委託金、森林害虫駆除予防事業委託金なんですけれども、これは、どこへ委託して、どういうふうな場合に、こういうようなことをやったんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 失礼いたします。こちらナラ枯れ対策に対する委託金でございまして、実施主体は県になります。県から町が委託を受けて事業を実施するものでございまして、その実績によりまして、委託金が減ったと。

ちなみに、委託の率は 100%ということになっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） これ、毎年やっとな。今年が初めて、こんなんが。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 昨年度、初めて、本町で取り組みました。

ナラ枯れが、だんだん東のほうから西のほうに広がっていているという中で、スピカホールの周辺で、ちょっと目立ってきましたので、人が集まるところですので、優先的に取り組ませていただいたところでございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 29 ページ、33 目、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費の関係で、12 節、委託料、道の駅宿場町ひらふく指定管理委託料、これ 500 万円から少なくても済んだわけですが、これは、やっぱり、今の中で言う、経営の範囲で入っておるんですか。そこらへんは、どんなだったん。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 道の駅の 500 万円の減額についてでございますが、これについては、当初、予算の段階で、置いておった金額というのは、これ 1 年間の分を見込んで、これも町長の説明にありましたとおり、置かせていただいております。それが、3 月終わりました、大体の決算がまとまった時点で、精査をさせていただいたところ、余剰金が発生しました。ですから、500 万円減額という形で、精査による減額をさせていただいております。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） そしたら、31 ページ、一番下、50 目、電子計算費の中で、個人情報保護審議会委員報酬ということでございますけれど、この個人情報の審議会というのは、どういうメンバーが入ってやっておりますか。これ。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） メンバーにつきましては、職員 3 名と、あと自治会長をはじめ、各充て職を充てておる部分がございます。そういったメンバーで、昨年については、一度だけの開催となっております。

議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 39 ページ、19 節の扶助費ですけれど、犯罪被害者等遺族・傷害支援金ということで 30 万円減っておりますけれど、これはどんなん。30 万円ぐらい要ると

いうことで、上げておったけれど、何もなかったということで、三角になったんでしょうか。そこらへんの中身について。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。毎年度、この犯罪被害者等遺族・傷害支援金ということで、1件当たり30万円が最大の支給額になっております。毎年度予算措置を30万円しておりますが、少なくとも、ここ数年は、特に、そういった不幸なことはございませんので、全額を減額したということでございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 同じく39ページの18節の負担金補助及び交付金の分でございますけれど、一番下の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金が3,800万円少なくなっておりますけれど、これについても同じような格好の中で、上げておったけれど、もうそういうようなんしなくて済んだというような格好なんでしょうか。そこらへんについての。

〔沈 黙〕

議長（小林裕和君） 誰が答弁しますか。

〔沈 黙〕

議長（小林裕和君） 岡本議員、しばらくお待ちください。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） この令和3年度の実績見込みで減額しているということで、午前中の岡本議員の繰越明許の質問でもありましたように、それを令和4年度に繰り越したということで、この令和3年度の金額については、減額をさせていただいたと。その金額が3,800万円ということです。

議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼します。先ほどの副町長の答弁につけ加えさせていただきますと、世帯数で約、対象が 2,000 件ということで計上しておりましたけれども、実績が 1,840 件ということでしております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

10 番（山本幹雄君） さっき、ちょっと、聞いた 29 ページの道の駅やけど、道の駅の指定管理料というのは、この年初に契約金額決めておってないわけ。状況によって、変わったりするのかな。

僕らも年初には、10 万円なら 10 万円とか、100 万円なら 100 万円と決めて、それで行くはずなのに、途中で 500 万円も減額するような。ほかの指定管理も、そういう状況で、状況によって、変わるわけか。

ちょっと、僕の今まで持っておったんと、勘違いしておるんかどうかわかんけど、そこらへん、ちょっとお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 指定管理契約には、各施設によって、内容が若干違います。年度当初から決められた金額を指定管理料として固定して決めていく部分の指定管理。道の駅の場合は、これまで、コロナになる前は、指定管理料を一切支払いしておりませんでした。コロナになったため、コロナ対策として、やむを得ず、佐用町から臨時的に指定管理料によって、その経営を支援するという方法を取っておりますので、道の駅の場合の指定管理契約は、実績に合わせて、必要な額に応じて、指定管理料を取り決めていくというような形に取り決めをさせていただいておりますので、現状に合わせて、金額を変更させていただいているという状況がございます。

10 番（山本幹雄君） ほな、これ、道の駅だけやね。ほかはないね。こういう決め方しているところは。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 今の段階で、私が、ほかの全ての指定管理担当しているわけじゃないんですけども、おそらく私が知り得ている範囲では、道の駅のような決め方をしているところは、ほかに、ほとんどないというふうに思います。

10 番（山本幹雄君） なら分かりました。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第5号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。
続いて日程第11、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第6号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第12、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第7号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第7号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第13、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 10ページの10目の居宅介護サービス給付費が2,600万円少ないわけなんです。

それから、30目の施設介護サービス給付費の3,458万7,000円、これも少なくなっておりますけれど、これらは、やっぱりコロナ禍で、事業そのものができなかったから、こういうふうな少なくなったということで、3年度は来ておるのか。

そして、4年度は、どういうふうな、まだ、始まったばかりで分かりませんが、その状況としては、どんなんでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） 失礼します。

この給付費ですけれども、以前も説明させていただいたんですけれども、令和3年度は、第8期介護保険事業計画の見込みでやっております。ですから、少し高めに予算額を置いております。

それで、実際のところ、3月補正でも減額させていただいたんですけれども、まだ、そのへんが、精査していく中で、多いということで、実績値が大体出ましたので、実績に基づいて減額しております。

実際、この給付費自体は、2年度から3年度比較しまして、1,600万円ぐらい増えております。やっぱり、高齢者に比例して増えてきております。

それから、実際、今のところ介護保険を、今まで認定者で使われていなかった方、そういう方も使われる傾向にあります。ですから、4年度についても増えてくるものと思っております。以上でございます。

議長（小林裕和君） 他に質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第8号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第8号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第14、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 6ページの14節、工事請負費の中で、2,121万3,000円、これも建設改良費の中で、金額が大きい中身ですから、これも1割ほどいいのか、それだけ、許容範囲で、入札した時の、そういう落札の差が、これだけ出てきたということ。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 当初予算としては、想定で、設計額程度見込んでおります。それによって、入札によって減とかもありますが、増減については、工事、実際やってみないと分からないですけれども、予算的には、できる金額で置いておりますので、今回、精算して、こういった減額というふうなことでございます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する討論を終結します。

これより承認第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第9号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第15、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 10 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第 10 号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第 16、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 3 年度
佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）に対する質疑を行います。質疑はあ
りますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 11 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第 11 号は、原案のとおり承認されま
した。
続いて、日程第 17、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 3 年度
佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 3 号）に対する質疑を行います。質疑は
ありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 12 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第 12 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 18、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 3 年度
佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 2 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第 13 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 19、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 3 年度
佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）に対する質疑を行います。質疑はありま
すか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 14 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第 14 号は、原案のとおり承認されま

した。

日程第 20. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例（R4.3.31 専決第 15 号））

議長（小林裕和君） 続いて日程第 20、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例、令和 4 年 3 月 31 日、専決第 15 号を議題とします。

承認第 15 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 15 号、佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、令和 4 年 3 月 31 日に租税特別措置法の一部が改正され 4 月 1 日から施行されたことに伴う、町条例の一部を改正するものでございます。

過疎地域内で製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業等を営む事業者が、事業用に新たに固定資産を取得した場合にその課税を 3 年間免除する制度でございます。

租税特別措置法の一部改正に伴い、関連する項のズレを改正をいたしております。

条例の施行日を 4 月 1 日とする必要がございましたので、令和 4 年 3 月 31 日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第 15 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 15 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第 15 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 21. 議案第 47 号 町有財産の無償貸付けについて（旧石井保育園跡地）

日程第 22. 議案第 48 号 町有財産の無償貸付けについて（旧江川小学校跡地）

日程第 23. 議案第 49 号 町有財産の無償貸付けについて（旧久崎小学校跡地）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 21 に入ります。

日程第 21 から日程第 23 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、日程第 21、議案第 47 号、町有財産の無償貸付けについて（旧石井保育園跡地）から、日程第 23、議案第 49 号、町有財産の無償貸付けについて（旧久崎小学校跡地）までの 3 件を、一括議題とします。

議案第 47 号から議案第 49 号について当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 47 号から第 49 号の町有財産の無償貸付けについて、一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

まず議案第 47 号は、旧石井保育園跡地の無償貸付けの議案でございます。

石井保育園跡地につきましては、平成 29 年 7 月 1 日からムシの恵み社と無償貸付契約を締結し、跡地を利活用いただいております。

具体的な事業内容といたしましては、神戸大学の名誉教授である竹田真木生氏により、昆虫資源の食糧化のための基礎的な技術の確立に向けた研究の場として、コオロギの増産やその商品化に取り組んでおられ、コオロギとクルマのつくだ煮やコオロギ入りのタイ風カレーなどを製品化し、インターネットを中心に販売するなど、独自の取組を展開をされております。

貸付物件の所在地は、佐用町上石井 755 番地 1 ほかで、土地は 1,258 平方メートル、建物としては、園舎及び屋外トイレ、LP ガス庫となっており、それぞれ鉄骨造平屋建てで、床面積 315 平方メートル、コンクリートブロック造平屋建てで 12 平方メートル、2.8 平方メートルとなっております。

次に、議案第 48 号は、旧江川小学校跡地の無償貸付けの議案でございます。

江川小学校跡地につきましては、平成 29 年 7 月 1 日から株式会社 T&T と無償貸付契約を締結し、跡地を利活用願っております。

具体的な事業内容といたしましては、フライト基本技術コース・測量基本技術コース・非破壊基本技術コースによる教習など、ドローン操縦者を養成するためのスクール事業を運営されているほか、構造物点検調査や鳥獣害調査など、ドローンを使ったさまざまな事業とその可能性に挑戦をされております。

貸付物件の所在地は、佐用町豊福 275 番地 2 で、土地は 2,065 平方メートル、建物は、鉄筋コンクリート造 2 階建の校舎棟、床面積 2,137.57 平方メートルを貸し付けしております。

次に、議案第 49 号は、旧久崎小学校跡地の無償貸付けの議案でございます。

旧久崎小学校跡地につきましては、平成 29 年 7 月 1 日から株式会社ダニエル企画と無償貸付契約を締結をし、跡地を利活用願っております。

具体的な事業内容といたしましては、アジア圏を中心とする外国人留学生を対象とした日本語学校を運営されており、学生は在学中に日本語の学習をするとともに、書道やけん玉などの日本文化体験、地域での寮生活、アルバイトなどを通じて、日本の地域文化や生活マナーについても学んでおります。なお、これまでコロナ禍により、海外から入国できない状況が続いておりましたが、4 月以降順次再開し、令和 4 年 4 月末現在で 43 名の学生が在籍しており、最終的には、令和 4 年度の学生数は 69 名となる予定でございます。

貸付物件の所在地は、佐用町久崎 50 番地 1 ほかで、土地は 1,560 平方メートル、建物は、鉄筋コンクリート造 4 階建の校舎棟、床面積 2,141.21 平方メートルを貸付けをいたしております。

なお、学校等跡地の利活用事業者へは、土地・建物を原則 10 年間無償貸付けすることを、公募における支援制度といたしております。

平成 29 年の 6 月議会において、最初の 5 年間の無償貸付けについての議決をいただいております。このほどその 5 年間の期限がまいりましたので、今回、残りの 5 年間の無償貸付けについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 47 号から議案第 49 号までについては、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第 21、議案第 47 号、町有財産の無償貸付けについて（旧石井保育園跡地）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 47 号の上石井のコオロギの生産でございますけれど、これは順調のように、コオロギの数が生産できておるかということと、それから、何か、佃煮にしたり、粉末ですか、そういうようなんにしておるということを聞きましたけれど、その状況については、どんなでしょう。順調に、ちゃんと、多く生産されていきよんかというようなことも含めて、お示してください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えさせていただきます。

石井保育園の跡地でございますが、ご承知のように、そう大規模な建物の施設ではございません。竹田先生のほうからも、ここで事業の採算ベースに乗るようなことは、なかなか難しいというふうには聞いております。

ただ、この 5 年間で、いろいろと取組をされまして、だんだんと、その生産体制については、増強はしてきているということで、現在、コオロギが 3 種類おるようではございますけれども、

月平均で 4,500 匹程度の生産レベルに達しているというようなことは、お伺いしております。

ただ、この生産量が増えるにしたがって、また、この飼育費用が結構かかってくると。暖房代とか餌代とかになりますけれども、そういったものがかかってくるので、なかなか、単価の低下にはつながっていないというようなことをおっしゃっております。

そのあたりを、改善していったって、将来的な事業ベースにというようなことは考えておられるそうでございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 久崎小学校の分でございますけれども、4月1日現在で43名、

議長（小林裕和君） 岡本議員、岡本議員。

11 番（岡本義次君） ええっ。

議長（小林裕和君） 今は、石井保育園の議案だけです。
ほかに質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 今、岡本議員の質問に対して、大規模ではないけれども、当初予定どおりというか、順調にしているような説明でしたけれども、5年前の議会での説明は、はっきりと、法人設立準備中という説明でした。

それは、いろんな事情があると思いますけれども、法人設立準備中と、平成 29 年 6 月の時点は、そういう説明だったんですけれども、どういう状況になっているのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼いたします。

ちょっと、私、その5年前のその時のことの詳細は、承知はしておりませんが、現在、ここの石井保育園を活用いただいているのは、ムシの恵み社、竹田真木生さんということで、ムシの恵み社は屋号という形になろうかと思っております。なので、法人化という形にはなっておりません。

現在も、法人化するとか、そういう見込みを立てているというようなふうな、具体的な動きについては、こちらのほうは承知はしておりません。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 要するに、平成 29 年の 6 月の時点の説明はそういうことだったんですけれども、例えば、プレゼンを竹田先生がされた時に、法人設立準備中だというふうに、おっしゃったのかどうなのか、その状況はどうなのかなというところなんです。いかがですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 先ほど、お答えしましたとおり、ちょっと、いい加減なことも申し上げられませんので、私は、その時に、議会にもおりませんし、プレゼンにも立会いもしておりませんので、その時どうだったかというのは、ちょっと、正確にはお答えすることができません。申し訳ございません。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 47 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 47 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 22、議案第 48 号、町有財産の無償貸付けについて（旧江川小学校跡地）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） これも、その 3 つが平成 29 年 6 月の議会で提案されて、承認されて、5 年間の貸付けが終わって、また、これから 5 年間ということなんですけれども、この株式会社 T & T の社長が 5 年前からは代わっているんですけれども、民間企業で社長が代わるといったら、いろんなことが影響が出てくると思うんですけれども、そのあたりは、何か事情があったんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 現在は、株式会社T&T代表取締役は、前田純子様でございますが、確かに、前回の時から変わっておりますが、これに関して、こちらのほうで、特に、こういうことでというような理由は聞いておりません。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに、質疑は。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） その平成29年6月の時、今、町長の説明でもありましたけれども、ドローンを使って、平成29年6月の時に、事業内容としては、2つ上げられまして、測量の技術者養成ということと、橋梁、橋などの非破壊検査という2つなんですけど、今、あと2つほど、事業としては行っているということなんですけども、順調よくいっているというふうなのかなというふうなところがあるんですけれども、売上げについては、金額ではなくて、今、4つ上げられた比率ですね、要するに、何を主にドローンスクールというのは、経営されているのかなというところについて、分かれば教えてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えいたします。

この売上げの比率ということでございますけれども、この学校の跡地の施設の利活用事業者につきましては、年に1回事業内容ですとか、そういったことの報告をいただくようにしておりますが、特に、この収支の状況ですとか、そういったことは、特段、報告は受けてございません。

ご承知のように、上場企業でもございませんので、そういったことが公開されているわけではございません。

ただ、この江川小学校の跡地の施設名というか、屋号を見ましても、JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー兵庫校ということでございますので、あくまでメインは、ドローンスクール、ドローンの操縦者の育成ということでございます。

それで、令和3年度末までの実績でございますが、受講者が310名というふうに伺っております。

それ以外にも、大学の受講生等もいらっしゃるというようなことでございます。

それがメインということになります。

ただ、それに加えて、先ほど申し上げました壁面の調査ですとか、市町の防災訓練の支援ですとか、そういった事業も補助的にされているんですけれども、今回、いただいた報告書でも、やはり、この事業の中心は、このドローンスクールの運営ですので、そこが肝要だということで、そのスクール生の確保に力を入れていきたいと、そういうふうな意向を聞いております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 町長の説明では、一般社団法人ドローン減災士協会、それから、ドローン赤外線調査普及協会が、実際は、この江川小学校跡、2年前ぐらいから使っているということは、一般質問等では聞いておるんですけども、あえて言うなら、このT&Tからの又貸しという形で、議会への2つの法人の契約締結に関する説明だとか、法人の事業内容だとか、法人代表者という説明等は、全く、今、ありません。

で、これは、確かに、このT&Tのことなんですけれども、そこから、又貸しをしていて、議会に説明しないというのは、ちょっと、おかしいのではないかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） この件につきましては、廣利議員の12月の議会、それから、3月の議会の一般質問の答弁でもお答えをさせていただいたとおりでございます。

この町有財産の無償貸付契約の第6条におきまして、事前に承諾を得れば、それについては、第三者に又貸しをすることはできるというふうな条項がございます。

一般質問の答弁でもお答えをさせていただきましたが、このことについては、何もこの江川小学校の跡地だけではなくて、ご説明もしましたが、幕山小学校の跡地でも同じようなことがあって、同意をさせていただいたような経緯がございます。

議会へのご報告という点については、これなかなか、どこまで報告するかというのは、特にルールがあるわけではございませんが、町長のほうからも、それについては、今後、報告をさせていただくというような答弁もさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

ご承知のように、利神小学校、三河小学校の跡地につきましても、現在、公募をしております。昨年度も公募をしました。問い合わせが、4、5件程度ございましたが、やはり非常に規模が大きいので、なかなか思い切って提出にまで至っておる事業者というのがいない現状でございます。

今後を見ましても、そこで、どう言うんでしょうか、頭を取るというか、一括して、そこを借り受ける事業者というのがいてくれれば、部屋だけ借りたいんだけどなというような、そういうような意向も聞いております。ですので、今後も、こういったような形で、利活用いただくということも、考えられますので、その際には、議会のほうにも報告をさせていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） その関連なんですけれど、そこの借りておる分が、ほか、自分ところから、また、違うところへ貸してもいいという契約書に謳っておるということでございますけれど、その数とかについては、例えば、Aの事業をしておると、その事業が、また、違うBの事業に貸して、そういうことをしておるといふ。今度、今、町長が次からは報告しますということでございますけれど、そうやって、次々、変わって、かせて又貸し、又貸しになるんか知らんけどな、そこらへんは、どんなん？そんなん、ずっと、2つでも、3つでも、4つでもできるんかいな。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これは、その事業の内容で判断をさせていただきますけども、当然、そんな全く違う事業者に、そこを活用して、また、いろんな、言えば、企業活動を、利益を得る事業を行うようなことであれば、これは、当然、そういう内容を見て、こちら、簡単に承諾はいたしませんし、また、議会のほうにも、そういう内容で来て、そういう要請が来ているというようなことについてのご相談も、当然、させていただきます。

ただ、江川小学校の場合について、それは、ドローン減災士協会とか、そういう防災協会とか、そういう当然、公益事業のような、利益を得るための、そういう団体でもありませんし、それは、ドローンを活用して、今後、ドローンの利活用というのは、まだまだ、いろいろと、今、取り組まれている、いろんなところで研究されているものであります。そういうことに、これからのドローンの活用に資する、そうした関連の団体であるということで、当然、それは、そこに事務所という名前を置くだけ、それについて、特別に、そこで事業、活動を行うというわけではなかったもので、承諾をしていると。

幕山の場合も、地元の方が、一緒に、いろんな事業を地元で、そういう獣害の利用を行いたいということでしたから、幕山での地域活動としての事業、そういうことに関連の中で、それは認めることができるということで、認めておりますので、何でもかんでも、申請があれば、それを承認するとか、承諾するというようなことは、当然ありませんし、そういう特別な場合があれば、そういう状況であれば、私が判断して、議会のほうにも、しっかりとご相談も申し上げたいと思います。

議長（小林裕和君） ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 反対討論をさせていただきます。

先ほど、申し上げました一般社団法人ドローン減災士協会、ドローン赤外線調査普及協会。確かに、ドローンスクールの関連ではありますし、ドローンスクールの関係者が構成員であるというところは、理解はしておりますけれども、その貸付けの条項的には、又貸

しが可能だと。しかしながら、議会で、しっかりと、この2つの法人の事業内容とか、法人代表者のことについて、説明することについては、これは、やっぱり議会に対して、しっかりすべきだというふうに思いますし、その意味では、手続き的に瑕疵があるというふうに、私は判断します。

ですから、以上の点を指摘して、このT&Tに、さらに5年間貸すということについては、反対します。

議長（小林裕和君） 次に、賛成の討論の方はありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、答弁にありましたように、契約の条項のほうにも謳ってあるとおり、それは遵守されております。

また、その2つの法人につきましても、貸付けをしておりますT&Tさんが目的を達成するため、決して別事業ではない、関連事業として事務所を置いているということですので、問題はないと指摘をさせていただきます、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第48号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第48号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第23、議案第49号、町有財産の無償貸付けについて（旧久崎小学校跡地）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） これ、今、町長から説明がありましたけれど、4月1日現在で43名。そして、末には69名予定であるということでございます。

平成29年度から発足して、アジア圏の方がみえておるんですけど、卒業生が、この5年間で何名卒業されて、その方たちは、上の大学なんか行った方もあろうかと思うんですけど、その足取りいうのか、その後、どういうふうな格好で、都会へ出られたり、どういうふうな状態であったんかという説明をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼いたします。

この提案説明を書かせていただいた時よりも、最新の数値を、ちょっと、調べておりますので、少し、お知らせをさせていただきたいと思っております。

6月1日現在の学生数ですけれども、現在、54名になってございます。

国別で、バングラデシュ36名、ミャンマーが3名、インドネシアが12名、ネパールが3名ということで、このような学生数になってございます。

お尋ねの卒業生でございますが、卒業生が、ちょっと正確な数値は覚えていませんが30数名卒業をされております。そのうち、一番多いのが日本国内の、佐用日本語学校で日本語を学んだ上で、日本国内の専門学校へ進学される方というのが、非常に多ございます。どういった専門学校かと申しますと、1つはIT系の専門学校、情報処理の関係の専門学校でございます。この3月で卒業された方は、非常に多かったのが自動車の整備関係の専門学校が多ございました。そのほかは、以前にも少しご報告をさせていただいたかもしれませんが、佐用町内の福祉施設、それから、コンビニに就労をされたという、まだ、決して多くはございませんが、町内に残っておられる方もございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） お諮りします。お昼が来ようとしていますが、このまま審議を継続したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議がありませんので、このまま続行します。
ほかに質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 株式会社ダニエル企画ですけれども、これも5年前、平成29年6月の時の議会で、有限会社ダニエル企画というのと、株式会社ダニエル企画、2つあったんです。

で、議会の本会議の前の説明で、有限会社ダニエル企画という資料が出ました。

本会議では、株式会社ダニエル企画というものが出たものですから、何人かの議員が、ちょっと、おかしいということで、議論した中で、質疑した中で、説明は、有限会社から株式会社に変更になったんだというふうな説明でした。

それで、そういうことが、ちょっと、平成29年6月にあったんですけれども、ここにある東京都新宿区百人町、これが所在地になっておりまして、株式会社ダニエル企画となっているんですけれども、当初の契約では、東京都荒川区西日暮里と、それが所在地が有限会社ダニエル企画。ですから、これは、5年前の議会では、株式会社ダニエル企画になったからどうしてだという話をしたら、株式会社に変更になったという話だったんですけれども、そのあたりは、2つの会社が別々であって、別法人であると。

ただ、契約書面に出てくる、この新宿区百人町というのは、今回、初めてですので、前、説明を受けた有限会社から株式会社に変更になったというのが、もしかしたら間違いで、

荒川区にある有限会社がそのままあって、新宿区百人町にある株式会社が別にあるということなんでしょうか。

そのあたりは、我々説明受けたのは、株式会社に変更になったという説明だったんですけども、その説明のままでしょうか。いかがですか。

5年前ですから、江見課長はあれだから、分かりませんが。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼します。

5年前のことは、申し訳ございません、私、承知しておりませんが、今回、提案させていただいているとおり、株式会社ダニエル企画でございますので、特に、有限会社がどうか、株式会社がどうかといったことを、今回の提案に際して、再度調査したとか、そういうようなことはございません。詳細については、こちらについては、分かりません。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12番（山本幹雄君） それ駄目よ。

会社が場所が違ったら、どこの契約でも成り立たんよ。そんなもん、多分、どこ行っても成り立たんよ。会社の契約の場所が違う。全く別の会社になる。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵逄町長。

町長（庵逄典章君） 契約させていただく時には、当然、会社のほうから、それぞれ、ちゃんとした書類を提出していただいて、そのダニエル企画、私も以前に、その契約する前に、事業内容を、現地で見えるために東京に行かせていただきました。その時は、荒川の事務所、その間に、事務所というのは、いろいろと会社によって変わりますから。所在地を新しくされているというふうに、私は、判断はしておりますけれども、中の代表であり、会社、それは、全く同じ方の代表者でありますので、事務所については、今度は、新宿のほうに、新しく事務所をされているんだらうというふうな判断でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それは、会社のほうに、会社が次々と事業内容が大きくなっておりますから、変わられたらうと思っておりますけれども、それは、調査をさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 多分、僕らも善意で取るから、多分、あそこ見て、いい人や思ったりするし、それは、いいんだけども、変更があったんなら、変更があったと報告がなかったら、町長は、変わったんだろうと、それは、変わったんだろうだけれど、だろうやばね。

本当は、元からこっちだったんかも分からへんし、僕らも、あの人会って、ああそうかなぐらいやけど、本当に、あの人のこと知っておるかといったら、多分、誰も知らんと思う。はっきり言って。

それで、町長、会いに行ったいうけど、佐用駅で、久保に言うたんや。お前、行かなあかんぞって、現場、町長と見てこいよって、散々言って、いついつあるで行くわいう話をしたことがあるんですよ。

やっぱり、そこらへんは、きちっとしないと、多分、そういう状態で何かあって、変わったんだろうじゃなくして、変わったんなら、変わったでいいんだ。

会社の登記なんて変わっていくわけやし、有限会社が株式会社になるだろうし、本社が移転することもあるけども、変わったんから、変わったで、その旨をきちっとしておかないと、これいついつ、こういう形で、もともと新宿の荒川区にあったものを、ここに変わりましたという、その変遷の状況は、きちっとしておかないと。

「そうだろう」で、「はい、わかりました」で印鑑押すようなとこ、普通は、多分ないで。こんな、話って、普通は、絶対ないと思うな。

一般企業だったら、絶対、こんな「はい」って、誰も印鑑押してくれないよ。そこらへんを、きちっと、多分、悪い人でもないし、ええ加減なことしようとも思わないし、これで何とかごまかしてやろうとか、そんなことしているとは思わないし、そんなこと考えておるとは思わないけれども、やっぱり当局としては、きちっと、そこらへんは、しておかなあかんはな。

さっきの、もう1個話戻るけど、前の江川の件でも、やっぱり2つあって、2つを又貸しする、するんならするで、きちっと、そういう状況もこっち、本来、説明しておかなあかん話であって、多分、いいことしているからかまへんよいう話であるけども、ちょっとの感じ自体、契約の仕方自体はずさんや。はっきり言わしてもらて。

反対はせんよ。反対はせんけども、例えば、さっきの又貸しの件でも、きちっと、今回からする言うけど、変なとこ、例えば、よく言われるような、山にいろんな張ってしている会社なんかだったら、経営者がボンボン変わっているって、どんな事業とは言わんけども、大体分かると思うけど、経営者がいっぱい変わっているのあるわけや。経営者が変わられたら、話し相手が変わって困るいうの、いっぱいあるわけだから、やっぱり、そこらへんは、当局としては、きちっとしていかないと、こんなやり方しておったんでは、いずれ何か問題起こった時に、どうするんやいう話になるから、そんなことはないと思うけども、この場合はないと思うで。

ただ、こういうやり方しよったら、いつ、何があるか分からんから、やっぱり、きちっとはせな駄目ね。

反対はせん、賛成はするけどね、それだけ、ちょっと言わせてもらいます。はい。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 繰り返しになりますけども、5年前に説明受けたのは、有限会社ダニエル企画で資料が出ました。

だけど、本会議で出たのは、株式会社ダニエル企画で出たものですから、これおかしいなという話になったんです。

で、今、分かったことは、有限会社ダニエル企画はあります。今も。

それから、株式会社ダニエル企画もあるんです。

そうすると、有限会社ダニエル企画が、株式会社ダニエル企画になったという説明は、間違いなんですよ。

もしくは、確認せずに説明したと。

だから、本会議場で株式会社に変更になりましたという説明を受けたんです。そのことは、確認しようと思えば、すぐできることですから、その話は、5年前も、そんな話をしました。

ですから、現実に、今、有限会社ダニエル企画と株式会社ダニエル企画があります。代表者は一緒ですけども、住所が全く違います。

ですから、5年前の説明、契約に際しての説明が間違っていたのか、確認していなかったのか。もしくは、そのまま間違った説明を聞いたまま、そのまましてしまったのか。そのあたりは、ちょっと、はっきり明らかにしてほしいなというふうに思います。いかがですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 先ほども、ちょっと、私、申し上げましたけれども、はっきり分からないと言ったのは、有限会社ダニエル企画のことについては、私は、よく承知していないということです。

その有限会社ダニエル企画が、今、存在しているのかどうかということも、今回については、直接、それについては、関係がございませんので、そのことは調査はしておりませんが、今回は、前回もそうだったんですが、株式会社ダニエル企画代表取締役の成暲哲様、こちらのほうと継続の無償貸付けの議案をするということですので、これについては、特に変更したというような気持ちは、こちらのほうでは考えていないところです。以上です。

〔廣利君「ちょっと、違うんですね。理解が」と呼ぶ〕

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 私も5年前の、そのやり取りについては、今、記憶で、しっかりとした記憶は持っていないんですけども、今、廣利議員が問題にされたことについては、5年前の議事録とか、そういうものをもって、調査というんですか、確認はしたいと思いません。

ただ、確かに、山本議員がお話になられたように、やっぱり契約の相手方というのは、当然、法人ですので、法人登記もされている。その中には、代表者氏名は当然のこと、そ

の法人の所在地、それは登記上もちゃんとされているということだと思います。

町のほうで、契約を結ぶ相手としては、その法人登記に基づいて契約するというのが、これはすごく当然のことですので、ただ、今まで、こういった手続きにおいては、相手方のほうからの、そういった申告というのですか、そういうことに任せていたというような、そういう点は、反省はしないとイケないと思います。

今後、こういった契約の相手方については、今、指摘していただいた、そういった住所だけではなく、そういった法人の代表者なり構成なり、そういうことにつきましても、ちゃんとチェックをさせていただいて、変更があれば、そういう点につきましても、確認をさせていただき、議会のほうには、必要な場合、そういった変更もある。議会で議決をいただくような内容につきましても、丁寧に説明をさせていただきたいなというように思います。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、企画防災課長の話聞きよったらね、私は、5年前、ここにおらなんだし、ちょっと、分からんという言い方されるんですけど、これ全般的に言えることは、やっぱり、こういう学校関係でやっておるのを、ファイルつくっておるんでしょう？ほな、そのファイルに、ちゃんと文言を誰、違う課長、A課長が、初めやった時に、こういう話してこうだったというやつを、ちゃんと記録に残しておかんと、今、代わったら、また、わしも分からん、わしも分からんになってしまうがな。

ですから、これは、どの皆さんの課長も、ちゃんとファイルに誰と話して、こう約束したというやつは、残しておってくださいよ。そうせんと、変わるたびに分からんようになってしまうと思います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 49 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 49 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を1時30分とします。

午後00時13分 休憩

午前01時28分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

 ここでお知らせします。

 森脇議員より、家族の通院に同行が必要なため、本日午後からの会議を早退する旨の届けが提出され、許可をしておりますので、報告しておきます。

 午前中の各議員の質問に対して、当局より答弁を求められておりますので、許可します。
 木村課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼いたします。

 先ほどの岡本義次議員からの質問にお答えいたします。

 報告第1号、佐用町繰越明許費繰越計算書における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について、お答えいたします。

 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による緊急経済対策の一環として、町民税非課税世帯などを対象に1世帯10万円を給付するものです。

 本事業は、事業期間が令和4年9月30日までと、令和3年度から令和4年度に至るところから、令和4年度に支給予定の210世帯を、2,100万円を令和4年度に繰越しいたします。繰越額2,110万円の残り10万円につきましては、郵券料などの事務費となります。以上です。

議長（小林裕和君） 続いて、江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼いたします。

 午前中の久崎小学校跡地の無償貸付けの議案の際に、廣利議員のほうから、ご質問がある中で、有限会社ダニエル企画と、株式会社ダニエル企画が、現在も2つとも存在しているというようなご発言がございましたが、お昼の休憩中に議事録を確認をさせていただきました。この議事録は平成29年6月の5年前の無償貸付けの際の議事録ですけれども、当時の企画防災課長、また、町長のほうから、ダニエル企画が有限会社ダニエル企画と株式会社ダニエル企画があるというのではなくて、有限会社から株式会社化されているということだという発言。

 また、2006年には、ダニエル企画有限会社として設立をされ、その後の事業展開をされながら、2015年に株式会社という形に会社を組織変更されているということ、その当時の議会で発言をし、議事録にも残っております。登記簿のほうにも、平成27年4月21日、有限会社ダニエル企画を商号変更し移行したことにより、株式会社ダニエル企画が設立されたと、登記簿にも、はっきり出ておりますので、この点について、ご報告をさせていただきます。以上です。

議長（小林裕和君） もう1件。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 副町長。

副町長（坪内頼男君） 指定管理料について、山本議員のほうから、道の駅宿場町ひらふくの指定管理料の減額、こういう指定管理契約、ほかにもあるかというご質問で、担当課長のほうは、多分ないとは思うというニュアンスの発言をしましたが、1つだけ、土づくりセンターにつきましては、契約の中で、実績というものを反映した指定管理料ということで、実際には、酪農業者が糞尿等を持ち込む、その牛等の頭数に応じて手数料をもらって、途中、7、8年前から手数料を徴収するということに変更しました。そこから、定額から、その手数料を収入ということでみなして、それらを実績に合わせて減額して、指定管理料を支払うという方法を取っております。

その土づくりセンター以外は、定額で契約で、定額の指定管理料ということになります。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、町長。

町長（庵途典章君） もう少し、丁寧と言いますか、道の駅宿場町ひらふくにつきまして、新しい議員もいらっしゃいますので、この指定管理料、今回、減額したことについて、内容を改めて、前からの議員さんには、これを予算の時に説明をさせていただいておりますけども、コロナのために、非常にお客さんが、あそこも閉鎖、休止したり、お客さんが減って、非常に経営的に、もう立ち行かなくなったと。そういう中で、それを、補填するために、新年度において、年間予算として、当初、1,500万円。

もともと、道の駅は、独立採算的に、指定管理というような形は取っておりません。当然、その中で、毎年、事業を展開して、何とか今までやってきたわけですけれども、今回の特別な状況の中で、1,500万円の予算を計上させていただきました。当然、議会の中で議決をいただいた。

あと1年間、その中で、当然、できるだけ努力をして、それで、約1,000万円ぐらい、1,000万円ほどは、実際の赤字が出たわけですけれども、それで補填をして、500万円は残りましたので、それで今度、その分は減額をしたという経過であります。

当然、今年も、明日、また、理事会するんですけれども、何とか、こういうまん防措置もなくなって、この連休あたりの人出も、かなり戻ってきております。運営について、経営について、現場としても、みんな職員も努力をしてくれておまして、大きな赤字は出ないなど、なくて、このままで推移しますと、そういうふうに期待はしているんですけれども、まだ、元のようにお客さんが、以前のように全て戻っているというわけではありませんので、まだ、支援をしなければならないということになれば、やっぱり職員の雇用維持ということも、当然ありますので、今後の推移の中では、また、そういう措置もお願いしなければならないかもしれませんが、現在の段階におきましては、そういう状況ですので、改めて報告させていただきます。以上。

日程第24．議案第50号 財産の取得について（ホイールローダー）

議長（小林裕和君） 続いて日程第24、議案第50号、財産の取得について（ホイールロ

ーダー)を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長(庵途典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました議案第50号の財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回、上程をさせていただいております財産の取得は、佐用町土づくりセンターで使用しておりますホイールローダー1台を更新するものでございます。

現行のホイールローダーは、平成24年11月に更新導入してから、間もなく10年となり、稼働時間は1万2,000時間に達しているため、老朽化が顕著で、修理を繰り返して使用を、現在している状況でございます。

土づくりセンターにおけるホイールローダーは、堆肥の切り返し作業等に欠かせない機械であり、法定耐用年数の7年を超えていること。また、納期に期間を要することから、機能不全となる前に、これを更新しようとするものであり、専門業者2社に見積もりを徴収し、4月26日に開札をした結果、913万円税込みで、たつの市揖保町揖保中186番地1日本キャタピラー合同会社姫路営業所所長、木下和広氏に落札決定をいたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長(小林裕和君) 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[児玉君 挙手]

議長(小林裕和君) 児玉議員。

7番(児玉雅善君) この土づくりセンターは、町内の畜産業者からし尿を持ち込んで土づくりしているということなんですけれども、今、持ち込んでいる畜産業者というのは、何件ぐらいあるんでしょうか。

[農林振興課長 挙手]

議長(小林裕和君) 井土農林振興課長。

農林振興課長(井土達也君) お答えいたします。

末包の2社でございます。

設立当初は、もっとあったんですけども、閉められて、現在のところ2社ということでございます。以上です。

議長(小林裕和君) ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） これ経年劣化いうのか、何年ぐらいたっておるん。前使いよったやつは。

それと、今、会社 2 社ということでございますけれど、牛の頭数は、2 年、3 年、4 年、どんなんですか。同じ数でいっておるん。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

使用年数に関しましては、町長、提案説明の中で申し上げましたとおり 10 年ということでございます。

法定耐用年数は 7 年ですので、それはもう既に超えておるということでございます。

牛の頭数なんですけども、さほど大きな変化はございません。

ただ、今、手持ち資料ないので、即何頭とは言えないんですけれども、そんな大きな変化はございません。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 50 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 50 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25. 議案第 51 号 佐用町公告式条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて日程第 25、議案第 51 号、佐用町公告式条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 51 号の佐用町公告式条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、条例等を公布する際の公告につきまして、現在は本庁、各支所及び出張所の 5 か所の掲示場で掲示しているものを本庁のみの掲示とするものでございます。

近年、住民の皆さんへの情報伝達手段といたしましては町ホームページをはじめとするインターネット、ケーブルテレビ、データ放送、防災無線放送、SNS の 1 つであるライン等様々な媒体をとおしてお知らせをすることが可能となっております。

また、現状といたしまして、町掲示板を閲覧される方も非常に少ないものと考えます。

この度条例を改正して、紙ベースの公告は本庁のみとさせていただきたいと考えます。

今後におきましては、住民の皆様への条例等の公告につきまして、町ホームページ等で、できるだけ多くの媒体を用いてのお知らせをしたいというふうに考えておりますので、ご承認をいただきますように、よろしく願いをいたします。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 51 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 51 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26. 議案第 52 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 26、議案第 52 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 52 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が本年 3 月 31 日に改正され順次施行されることに伴

い、関連する町条例を改正するものでございます。

まず、令和5年1月1日から施行するものとして、1点目は、扶養控除申告書の記載内容の変更でございます。給与所得者の扶養親族等申告書には、退職手当を有する配偶者の氏名を追加することとされました。公的年金受給者については、一定の配偶者及び16歳超の退職手当を有する扶養親族の扶養親族等申告書の提出を義務化し、配偶者の氏名を追加することとされました。

2点目は、住宅ローン控除の対象となる期間を延長する改正でございます。入居開始日を4年間延長して令和7年までとし、税額控除対象期間も令和15年から5年間延長し令和20年度分まで控除する内容となっております。

3点目は新型コロナウイルス感染症の影響による住宅ローン控除特例の終了であります。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止措置の影響により、自宅を建築後、期間内に入居できなかった場合の住宅ローン控除特例の適用を2年間延長をしておりましたが、その特例期間の終了により25条を削除し24条を整理するものであります。

そのほか、法改正による引用条項の削除、文言変更に伴い条例を整理をしております。

次に、令和6年1月1日から施行するものとして、1点目は、現行では、所得税確定申告において上場株式の配当所得と上場株式の譲渡所得は、住民税申告不要制度を選択することができましたが、この度の法改正により住民税申告不要制度が令和6年1月1日以降適用されなくなります。改正の理由といたしましては、課税の公平性の観点から所得税と個人住民税の課税方式を一致させるものであります。

2点目は、個人住民税の課税の特例については附則で定められておりますが、今回の法改正により、申告方式を選択することにより適用される規定を整備しております。

そのほか、法改正による条例中の文言の変更等を行っておりますので、ご承認をいただきますように、よろしく願いいたします。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第52号については、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。議案第52号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第52号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第27. 議案第53号 令和4年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）について

日程第28. 議案第54号 令和4年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 27 に入ります。

日程第 27 と日程第 28 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、日程第 27、議案第 53 号、令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）についてと、日程第 28、議案第 54 号、令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についての 2 件を、一括議題とします。

議案第 53 号及び議案第 54 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 53 号から議案第 54 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 53 号、佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 3,592 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 125 億 6,085 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金 6 万 3,000 円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、4 億 3,230 万 1,000 円の増額でございます。うち、国庫負担金は 2,303 万 4,000 円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を計上いたしております。国庫補助金は 4 億 926 万 7,000 円の増額で、地方創生臨時交付金などを増額いたしております。

県支出金につきましては、1,080 万円の増額であります。うち、県補助金は 800 万円の増額。委託金は 280 万円の増額であります。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を 5,580 万 1,000 円増額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 1,855 万 5,000 円の増額で、デジタル基盤改革支援補助金などを追加計上いたしております。

町債につきましては、1 億 1,840 万円の増額で、社会体育施設整備事業債などを増額いたしております。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、総務管理費 3 億 474 万 2,000 円の増額でございます。地方創生臨時交付金を活用した諸事業のほか、マイナンバーを利用して子育てや介護など行政手続のオンライン化を行うために必要なシステム設定などを追加計上いたしております。

民生費につきましては、4,404 万 5,000 円の増額であります。うち、社会福祉費は 3,395 万 6,000 円の増額。令和 4 年度の課税算定において前年度から新たに住民税非課税世帯に該当した世帯に対する給付金などを追加計上いたしております。児童福祉費は 1,008 万 9,000 円の増額。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金などを追加計上いたしております。

衛生費につきましては、保健衛生費 3,181 万 6,000 円の増額であります。新型コロナウイルスワクチン接種におきまして、60 歳以上及び基礎疾患などがある 18 歳以上の町民に対する 4 回目接種の経費を追加計上いたしております。

商工費につきましては、1,151 万円の増額でございます。民間事業者と連携し、モニター

ツアーなどを通じて観光資源を活用した看板商品を創出する事業などを追加計上いたしております。

土木費につきましては、163万円の増額でございます。うち、土木管理費は63万円の増額。道路橋梁費は100万円の増額であります。

教育費につきましては、2億4,217万7,000円の増額でございます。うち、教育総務費は、1億1,992万7,000円の増額で、行政のデジタル化の一環として、小中学校の校務支援システムのクラウド化などを行ってまいります。保健体育費は1億2,225万円の増額。公共施設の脱炭素化への取組を推進するため、南光スポーツ公園野球場及びテニスコートの照明をLED照明に変更させていただきます。

次に、地方債の変更につきまして、第2表、地方債補正によりまして、説明させていただきます。3ページをご覧ください。

観光関連施設整備事業につきましては、平福地域観光拠点駐車場整備事業の事業費の増額によりまして、限度額を3,860万円から4,260万円に、社会教育施設整備事業につきましては、南光スポーツ公園照明のLED化事業の追加によりまして、限度額を3,100万円から1億4,540万円に改めております。

以上、佐用町一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第54号、令和4年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)について、ご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,607万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ14億5,668万8,000円に改めるものであります。

今回の補正は、国庫補助金の内示確定による事業費の減額に伴い、建設改良に要する実施設計委託料、工事請負費の見直しによるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。予算書1ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、国庫補助金8,607万8,000円の減額で、本年度の内示額によるものであります。

町債につきましては、公共下水道事業債8,000万円の減額で、本年度対象事業の見直しによるものでございます。

次に、歳出であります。公共下水道事業費につきましては、事業費1億6,607万8,000円の減額で、実施設計委託料と工事請負費をそれぞれ減額いたしております。

次に、債務負担行為の追加につきまして、同じく1ページの第2表、債務負担行為補正によりまして、説明させていただきます。

南光浄化センター水処理設備改築事業につきましては、地方自治法第214条に基づきまして、債務負担行為の期間を令和5年度に、限度額を9億750万円に設定するものであります。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

議案第53号及び議案第54号の補正予算について、ご説明をさせていただきましたが、それぞれ審議いただき、ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

議長(小林裕和君) 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております、議案第53号及び議案第54号については、6月20日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）

異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

-
- 日程第 29. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 30. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 31. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 32. 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（小林裕和君）

続いて、日程第 29 に入ります。

日程第 29 から日程第 32 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）

異議なしと認めます。

よって、日程第 29、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第 32、諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの 4 件を一括議題とします。

諮問第 1 号から諮問第 4 号について当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、ただ今、上程をいただきました、諮問第 1 号から諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、一括議題とされましたので順次ご説明をさせていただきます。

それでは、諮問第 1 号から説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町本位田甲 319 番地 3、大西恵子氏の任期が、本年 9 月 30 日をもって満了となります。引き続き、人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 2 号につきまして、同じく、現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町多賀 416 番地 2、巴 弘明氏の任期が、本年 9 月 30 日をもって満了となります。引き続き、人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 3 号についてご説明いたします。現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております、佐用町久崎 803 番地 132、古淵 操氏は、4 期 12 年間にわたり人権擁護委員としてご尽力いただきましたが、本年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、その後任といたしまして、佐用町力万 552 番地 1、竹本登美子氏に人権擁護委員にご就任をいただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、人格識見が高く広く社会の実績に通じ、人権擁護に理解があり、中立・公正な人となっており、竹本氏は、令和 3 年 3 月まで、町内の各保育園に勤務していただいております、長きにわたる保育士経験を生かした人権相談ができることから、この度、法務大臣に推薦をしようとするものであります。

次に、諮問第4号について、ご説明させていただきます。同じく、現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町真宗317番地、岩本美保子氏は、6期18年間の長きにわたり人権擁護委員としてご尽力いただきましたが、本年9月30日をもって任期満了となるため、その後任といたしまして、佐用町上本郷350番地1、鎌本智恵美氏に人権擁護委員にご就任をいただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

鎌本氏は、平成30年3月まで、県立龍野北高等学校に勤務されており、長きにわたる教員経験を生かした人権相談ができることから、この度、法務大臣に推薦をしようとするものでございます。

それぞれ、ご同意を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております諮問第1号から諮問第4号までについては、本日即決とします。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後02時01分 休憩

午後02時02分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き会議を続行します。

それでは、日程第29からお諮りします。

日程第29、諮問第1号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、適任と答申することに決定しました。

続いて、日程第30、諮問第2号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は、適任と答申することに決定しました。

続いて、日程第31、諮問第3号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号は、適任と答申することに決定しました。

続いて、日程第32、諮問第4号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号は、適任と答申することに決定しました。

日程第33. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第33に入ります。
今期定例会に請願1件を受理しております。

請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願については、会議規則第87条第2項の規定により、委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。
それでは、請願第1号を議題とします。
請願について紹介議員の説明を求めます。1番、大村 隼議員。

〔1番 大村 隼君 登壇〕

1番（大村 隼君） 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について、説明いたします。

請願書の朗読をもって、説明とさせていただきます。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2023年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

1、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で、国の学級編制標準より引き下げた学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。以上です。

議長（小林裕和君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本請願に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本請願についての討論を終結します。
これより請願第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
請願第1号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、請願第1号は、採択することに決定しました。

〔大村君「議長、動議を提出します」と呼ぶ〕

1番（大村 隼君） 先ほど請願が採択されましたので、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を、本日の日程に追加されることをお願いします。

議長（小林裕和君） ただ今、大村 隼議員から、意見書案を、日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。賛成者は、ありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） この動議は、賛成者がいますので、成立しました。
ここで、暫く休憩します。

午後02時10分 休憩

午後02時11分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

大村 隼議員から、お手元に配付しましたとおり、意見書案が、文書で提出されました。
お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、日程に追加し、追加日程第1として議
題とすることに決定しました。

追加日程第1．発議第3号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係
る意見書（案）

議長（小林裕和君） それでは追加日程第1、発議第3号、少人数学級・教職員定数の改
善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を議題とします。

この際、お諮りします。本件は請願第1号の採択にともなう意見書の提出でありますの
で、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これより発議第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第3号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されまし
た。

日程第34．委員会付託について

議長（小林裕和君） 続いて日程第34に移ります。

日程第34は、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後02時13分 休憩

午後02時14分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き会議を続行します。

ここで、お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審
査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

議長（小林裕和君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。明日6月8日は、議事の都合により、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よってそのように決定しました。
なお、次の本会議は6月9日、木曜日午前10時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いします。
本日はこれにて散会します。

午後02時15分 散会
